

福祉サービス第三者評価事業評価結果公表要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第14条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が行う評価事業の評価結果の公表基準及びその手続き等を定めることにより、社会福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表基準)

第2条 評価機関は、福祉サービス第三者評価事業の評価結果を公表するときは、別記の公表基準によるものとする。

2 評価機関は、前項の公表基準を満たした上で、独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

(公表への同意)

第3条 評価機関は、評価結果を公表する場合、対象事業者の同意（様式第10号の例により）を得るものとする。

2 事業者の同意を得るに当たっては、評価結果についての丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得ること。

3 事業者から同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わず、事業者名と公表を望まない理由のみを公表する。

(推進委員会への報告)

第4条 評価機関は、評価結果を事業者に報告した後30日以内に公表内容についての報告を、推進委員会に対して行うものとする。

2 評価機関は、公表内容の報告の際、推進委員会が行う公表に対する同意の意思を確認し、「福祉サービス第三者評価事業の評価結果公表への同意書」（様式第10号）を徴し、添付するものとする。

3 推進委員会は、公表内容について、プライバシー等の問題がないかを確認した上で、受領するものとする。

(評価機関における公表)

第5条 評価機関は、推進委員会への報告の後、公表内容を、当該評価機関の事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態としておくことにより公表する。

2 評価機関は、やむを得ない場合は、推進委員会に対して評価結果を報告することにより、前項の公表に替えることができるものとする。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年間とする。

(推進委員会における公表)

第6条 推進委員会は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、第2条で定める公表基準により公表を行う。

2 事業者から同意が得られない場合は、評価内容は公表せず、事業者名と公表を希望しない理由を公表する。

3 公表は、インターネット上の推進委員会のホームページ上で行うとともに、推進委員会事務局において公表書類を公開することにより行う。

4 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年間とする。

(評価機関等の公開)

第7条 推進委員会は、評価結果の公表に当たっては、評価機関及び評価調査者等の関連情報の公開を行い、利用者の利用に当たっての利便性に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価事業の公表に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月19日から施行する。